

No.	提出されたご意見	総務省の考え方
1	<p>本件告示案第1条第2号口には、「ニュー福祉定期貯金を除く」とありますが、反対です。</p> <p>確かに、ニュー福祉定期貯金の取扱件数は、少ないかもしれませんが。</p> <p>しかし、この貯金の趣旨は、少数者である障害者の福祉を図ることだと思えます。それにもかかわらず、取扱件数が少ないからといってこの貯金を除くのは、この貯金の趣旨に反すると思えます。このため、この貯金は、全国どの郵便局でも利用可能なものにするべきだと思います。</p> <p>したがって、この貯金は、障害者の福祉を図る貯金として国民生活に定着している役務であり、同号口において「ニュー福祉定期貯金を除く」のは、妥当でないと思えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>御指摘の「ニュー福祉定期貯金」は、障害厚生年金、障害基礎年金等を受給されている方に限り利用が可能で利率を優遇する1年定期の貯金です。</p> <p>本告示案において定める「国民生活に定着している役務」については、今般の改正後の日本郵便株式会社法第5条に規定する日本郵便株式会社が果たすべき責務を踏まえ、取扱件数が多いことのほか、利用者が一部の方に限定されないこと等により、国民生活に定着しているものについて定めており、「ニュー福祉定期貯金」は、これには当たらないものと考えられるため、告示案では規定しないこととしました。</p> <p>ただ、これによって、「ニュー福祉定期貯金」を改正法施行後は、郵便局で取り扱わないものとするということではありませんので、御理解をお願い致します。</p>
2	<p>日本郵便株式会社法施行規則案のうち、銀行窓口業務に係る条文の第1項第1号および第2号における「簡易な貯蓄の手段」については、「簡易で少額の貯蓄の手段」に修正願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>改正後の郵政民営化法の第1条(目的)では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との考え方が示されており、政府関与の下で日本郵政株式会社および日本郵便株式会社により提供されるユニバーサルサービスは、必要最小限の範囲とすることが適切であると考えられる。</p> <p>また、郵政民営化実施前の旧郵便貯金法では、郵便貯金制度は「簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度」(第70条第2項)とされてきた。</p> <p>こうした中、今般の改正案は、ユニバーサルサービスの対象となる「銀行窓口業務」の範囲を郵政民営化以前よりも拡大する内容となっていることから、少なくとも郵政民営化実施前の範囲(簡易で少額の貯蓄手段)に限定</p>	<p>本省令案は、今般の改正後の日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、日本郵便株式会社が営むものとして必要最小限のものを定めようとするものです。</p> <p>ここで規定する内容は、既に郵便局において提供されているものであり、銀行窓口業務についても、郵便貯金法の廃止前の郵便貯金業務の内容から拡大するものにはなっていません。</p>

	<p>する必要がある。</p> <p>(一般社団法人全国銀行協会)</p>	
3	<p>日本郵便株式会社法施行規則案のうち、銀行窓口業務に係る条文の第1項第1号および第2号中の「簡易な貯蓄の手段」を、それぞれ「<u>簡易で少額の貯蓄の手段</u>」に修正願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>郵政民営化以前の旧郵便貯金法では、郵便貯金制度は「<u>簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度</u>」(第70条第2項)とされていたのに対し、本施行規則案では、ユニバーサルサービスとして提供する銀行窓口業務の範囲について「<u>簡易な貯蓄の手段</u>」としており、郵政民営化以前よりも拡大する内容となっている。少なくとも郵政民営化実施前の範囲(簡易で少額の貯蓄手段)に限定する必要がある。</p> <p>改正郵政民営化法の第1条(目的)では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との考え方が示されている。日本郵政株式会社および日本郵便株式会社が提供する金融のユニバーサルサービスは、本条文に則り、民業の補完として必要最小限の範囲とすることが適切である。</p> <p>(一般社団法人全国地方銀行協会)</p>	
4	<p>銀行窓口業務に係る省令の改正条文案では、銀行窓口業務として、流動性預金及び定期性預金のうち、「簡易な貯蓄の手段」であるものの受け入れを内容とする契約の締結の代理が定義されている(同条第1項第1号及び第2号)が、以下に掲げる理由から「簡易な貯蓄の手段」とするだけでは足りず、「<u>簡易かつ少額な貯蓄の手段</u>」と定義すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>為替や貯蓄は、確かに国民生活に定着している役務といえるが、これらの金融サービスの提供について、現状では、民間金融機関の店舗網やATMネットワークの充実により、ごく限られた地域を除けば十分に確保されている現状にある。</p> <p>ゆうちょ銀行について、政府の一定の関与が残る間は、</p>	

	<p>民間金融機関との公正な競争条件の確保が困難であり、ユニバーサルサービス業務であっても必要最小限の業務範囲に限定すべきである。</p> <p>郵政民営化法の制定に伴い平成 19 年 10 月 1 日に廃止された郵便貯金法第 70 条第 2 項第 1 号において、郵便貯金は「簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度」と定義されており、簡易なだけでなく、少額貯蓄の手段として定義されている。</p> <p>(一般社団法人全国信用金庫協会)</p>	
5	<p>そもそも保険サービスについてユニバーサルサービス義務を課す必要はありません。民間の生命保険募集人が全国で活動を行っているほか、保険契約の特性に鑑みればユニバーサルサービス義務を課す必然性はなく、むしろ民間企業との間の対等な競争条件の確保を阻害するものと考えます。また、日本政府が、株式会社かんぽ生命保険もしくは日本郵便株式会社に対し、ユニバーサルサービス義務の対価として補助金を付与したり優遇措置を取ったりすることのないよう要請します。</p> <p>(理由)</p> <p>消費者は現在、100 万人を超える生命保険募集人から保険を購入することができるほか、訪問・郵送による書類のやりとりを必要とせず、インターネットや電話により購入する人の割合も増加しています。そもそも保険は銀行と違い、消費者が 1 年 365 日を通じて頻繁に利用するサービスではなく、契約者が保険契約のサービスを実質的に利用するのは保険金の請求を行う場合です。従って、現代日本のインフラを考慮すれば、日本政府が措置を講じてまでユニバーサルサービスを確保する必要はありません。むしろ、ユニバーサルサービス義務を法的に定める事は株式会社かんぽ生命保険と日本郵便株式会社との特別な関係を強めるものであり、民間企業との間の対等な競争条件の確保を阻害するものと考えます。</p> <p>また、日本政府が、株式会社かんぽ生命保険もしくは日本郵便株式会社に対し、ユニバーサルサービス義務の対価として補助金を付与したり優遇措置を取ったりすることは、民間企業に対してさらなる害を及ぼすものです。</p> <p>(在日米国商工会議所)</p>	<p>ユニバーサルサービスとしての提供の義務付け自体は法定事項であり、本省令案でこれを規定しようというものではありません。</p> <p>また、「ユニバーサルサービス義務の対価」に関しても、本省令案はこれを扱うものではありません。</p>

以上提出順